

「令和３年度電子回覧板モデル事業」企画運営業務 提案説明書

1 業務名

「令和３年度電子回覧板モデル事業」企画運営業務

2 本説明書の趣旨

本説明書は、札幌市が実施する「令和３年度電子回覧板モデル事業」企画運営業務の業務委託の契約候補者を選定するための公募型企画競争に関して、必要な事項を定めるものとする。

3 業務の目的

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、町内会からは会議・総会等が開催できないための活動停滞の心配や、回覧板の回覧による感染不安の声が多く聞かれている。会議等による意思疎通や、町内会情報の発信は、町内会の活動には欠かせないものであることから、「新しい生活様式」を実践しながら町内会活動を継続していくため、電子回覧板のモデル事業を実施する。

4 履行期間

契約締結日から令和４年３月３１日（木）までとする。

5 予算規模（消費税及び地方消費税を含む）

9,944,000 円

6 業務内容

業務の内容については、別紙「仕様書」のとおり。なお、仕様書の内容は現時点での予定であり、契約候補者の選定後、協議の中で変更する可能性がある。

7 参加資格

次の条件をいずれをも満たす者であること。

- （１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （２）平成 30～令和 3 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「一般サービス業」に登録されている者であること。
なお、上記名簿に登録されていない者でこの企画競争に参加しようとするものは、別途指定する書類を提出すること。これを基に市民文化局市民自治推進室において、名簿登録に係る資格要件と同等の審査を行った上で参加資格を判断する。
- （３）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなさ

れている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。

- （４）札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けている者でないこと。
- （５）札幌市内に本店または支店等を有していること。
- （６）事業協同組合等の組合が参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での参加を希望していないこと。
- （７）札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条例第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。
- （８）その他札幌市契約規則及び札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領の規定に基づく入札参加者の不適格要件に該当しないこと。
- （９）平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間において、地方自治体が発注する同様の業務（町内会・自治会等の地域向けのコンサルタント支援、勉強会等）の履行実績があること。
- （10）共同企業体（以下「企業体」という。）として参加する場合は、その代表者にあつては第 1 号から前号までのすべてを満たすものであること及びその他の構成員にあつては第 1 号から第 8 号までのすべてを満たすものであること。
- （11）企業体の構成員は他の参加を希望する企業体の構成員でないこと又は単独での参加を希望していないこと。

8 企業体の結成条件

結成条件については、別紙「令和 3 年度電子回覧板モデル事業」企画運營業務共同企業体取扱要綱のとおり。

9 企画競争実施に係るスケジュール

公募開始	令和 3 年 5 月 19 日（水）
質問の受付期限	令和 3 年 5 月 27 日（木）
企画競争参加意向申出書の提出期限	令和 3 年 5 月 28 日（金）
企画提案書類の提出期限	令和 3 年 6 月 4 日（金）
企画提案審査会	令和 3 年 6 月 11 日（金）
契約候補者の決定及び契約締結	令和 3 年 6 月中旬

10 提出書類及び提出方法

- （１）企画競争参加意向申出書（様式 1）

- ア 提出期限 令和 3 年 5 月 28 日（金）17 時 15 分必着
- イ 提出方法 郵送又は持参

※ 郵送の場合は前日までに必着とすること。

※ 持参する場合は月曜日から金曜日（祝日除く）の 8 時 45 分から 17 時 15 分までの時間に行うこと。

ウ 提出先 〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 13 階
札幌市市民文化局市民自治推進室市民自治推進課

エ 企業体として参加する場合は、「特定共同企業体協定書」も併せて提出。

（「令和3年度電子回覧板モデル事業」企画運営業務共同企業体取扱要綱 別紙）

【名簿に登録されていない者が参加する場合】

名簿に登録されていない者が本企画競争に単独または企業体の構成員として参加する場合は、以下も提出すること。提出期限、提出方法、提出先は、上記10(1)ア～ウと同じ。

(2) 法人登記事項証明書（本参加意向申出書提出日から 3 カ月前の日以降に交付された現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書。写し可）

(3) 申出書

(4) 納税証明書（本参加意向申出書提出日から 3 カ月前の日以降に交付された市区町村税の納税証明書並びに消費税及び地方消費税の納税証明書。写し可）

(5) 直前 2 期分の貸借対照表及び損益計算書（写し可）

(6) 企画提案書

ア 内容

以下の項目を網羅する内容とし、A 4 判 15 ページ以内で 10 部提出すること。

(ア) 仕様書「4 業務内容」の実施に係る企画

別添「採点表」の審査項目を踏まえて作成すること。

※ 実際に実施する内容は、提案内容をもとに、札幌市と選定された契約候補者が協議した上で、札幌市が決定する。

(イ) 業務運営体制

(ウ) 想定経費内訳

積算根拠が分かるように作成すること。

※ 契約金額は、別途、選定された契約候補者から見積書の提出を受けて決定する。

イ 提出期限 令和 3 年 6 月 4 日（金）17 時 15 分必着

ウ 提出方法 上記10（1）イと同じ

エ 提出先 上記 10（1）ウと同じ

11 質問の受付及び回答

企画提案に関する質問は、要旨を簡潔にまとめ、質問票（様式 2）により提出すること。質問者には随時回答するとともに、企画提案をいただくうえで広く周知したほうが良いと判断されるものは、質問者の名を伏せてホームページで公表する。

- (1) 提出期限 令和3年5月27日(木)17時00分
- (2) 提出方法 FAX 又は Eメール
- (3) 提出先 札幌市市民文化局市民自治推進室市民自治推進課
FAX : 011-218-5156
Eメール : shiminjichi@city.sapporo.jp

12 企画選定方法

札幌市が設置する企画競争実施委員会による企画提案審査会において、提案された企画内容の審査を行う。審査方法は、「採点表」に基づき同委員会の委員がそれぞれ評価し、その総合計得点が最も高かった者を契約候補者として選定するものとする。

(1) 企画提案審査会

ア 日時・場所

令和3年6月11日(金) 札幌市役所本庁舎

※ 時間や会場の詳細については、別途通知する。

イ 内容

ヒアリングは、参加者1者あたり30分程度(10分の説明と20分の質疑応答)を予定している。当日の説明員は、各者2名以内とすること。なお、追加資料の配布やプロジェクター等の使用は認めない。

※ 提出された企画提案書等による事前審査を行う場合がある。

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のため、「3つの密(密閉・密集・密接)」の回避が求められる状況下においては、一堂に会しての企画提案審査会を実施しない可能性がある。なお、その際のヒアリングの実施方法については、別途通知する。

ウ その他

提案者が1者の場合でも、企画提案審査会を実施する。

なお、総合計得点が最低基準点(企画提案審査会出席委員の持ち点合計の60%)を超えない場合は契約候補者として認めない。

また、合計得点が同点となった場合は、企画競争実施委員会の協議により決定することとする。

(2) 結果通知

審査の結果は、後日、参加者全員に対して文書により通知する。

(3) 契約の締結

原則として審査により選定された契約候補者との間で随意契約を行う。ただし、該当候補者の辞退等の理由により契約が締結できない場合は、企画提案審査会において次点であった者を契約候補者とする。

(4) 評価についての疑義申立て

参加者は、自らの評価に疑義がある場合は、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日(札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。)以内に書

面により疑義の申立てを行うことができる。

13 留意事項

- (1) 企画提案にかかる費用は提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書は返却しない。
- (3) 企画提案書は、本企画競争に必要な範囲で複製することがある。
- (4) 著作権等に関する事項は以下のとおりとする。
 - ア 企画提案書の著作権は各提案者に帰属する。
 - イ 札幌市が本企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案書を札幌市が利用（必要な改変を含む。）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
 - ウ 提案者は、札幌市に対し、提案者が企画提案書を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
 - エ 企画提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
 - オ 提出された企画提案書その他本企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。
- (5) 天災等の不測の事態により、文書等の到達が遅延する恐れがある場合は、事前に後述の担当者まで連絡し、指示を受けること。
- (6) 以下のいずれかに該当するときは、失格となることがある。
 - ア 提出書類に虚偽の記載をした場合。
 - イ 参加者及びその関係者が、選定結果に影響を及ぼすような不誠実な行為を行った場合。
 - ウ その他、札幌市が不適切と判断した場合。

14 その他

新型コロナウイルス感染症の感染拡大など不測の事態により、業務内容の全部もしくは一部の実施が困難になった場合は、札幌市と受託者が協議した上で、契約前又は業務履行期間中に、業務内容や契約金額等を変更する可能性がある。

15 本件に係る問い合わせ先

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 13 階
札幌市市民文化局市民自治推進室市民自治推進課 担当：大矢知
電話：011-211-2253 F A X：011-218-5156
E メール：shiminjichi@city.sapporo.jp